1 この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基く指定統計です。
2 この調査票は、徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

都道府県番号	整理番号	区市町村番号	通し番号	調査区番号
◎	◎	○	○	○

㊙ 指定統計 第10号

昭和34年工業統計調査

工業調査票甲

票番(3)	規模	産業(4)	業態	5	6	7	4
※	※	※	※	※	※	※	※

1 事業所名 ふりがな

2 事業所所在地 （電話　局　番）

3 本社または本店名 本社または本店名がこの事業所名と同一の場合は 同上と記入して下さい。

4 本社または本店所在地 本社または本店所在地がこの事業所所在地と同一の場合は，同上と記入して下さい。（電話　局　番）

5 資本金額または出資金額（会社に限る。）

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

6 経営組織 次のいずれに該当するか番号に○をつけて下さい。

1 株式会社 2 合資会社 3 合名会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他

7 他事業所の有無 この工場を経営する企業は，次のいずれに該当するか番号に○をつけて下さい。

工場が一つで
1 本社は，この工場と同一の場所にある。
2 本社は，この工場と異つた場所にある。

工場が二つ以上で
3 本社は，この工場と同一の場所にある。
4 本社は，他の工場と同一の場所にある。
5 本社は，いずれの工場とも異つた場所にある。

8 従業者数（年末現在） B—1

区分			男	女	計
常用労働者 30日を超える期間を定めて雇用している臨時の者および11月，12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇用した臨時および日雇の者も含めます。	職員	1			
	労務者	2			
	計	3			
個人事業主および家族従業者 常務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時従事している者をいいます。					
合計			Ⓐ—1		

9 月別常用労働者数 常用労働者の毎月末現在数を記入して下さい。 B—2

1月末		4月末		7月末		10月末	
2月末		5月末		8月末		11月末	
3月末		6月末		9月末		12月末	
1月から12月までの合計				Ⓐ—2			

10 現金給与総額（年間） B—3

区分			金額（百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）
常用労働者に対する基本給，諸手当および特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	職員	1	
	労務者	2	
その他の給与額 常用労働者に対する退職金，解雇予告手当，退営賞与および常用労働者に含まれない臨時および日雇の者に対する現金給与等		3	
合計 Ⓐ—3		4	

11 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費（年間）
(1) 原材料および燃料使用額には，他から購入したものおよび同一企業の他の事業所から受け入れたものの総使用額を記入して下さい。
(2) この事業所の製造品を製造させるために下請工場などに支給したものは含め，自ら下請をする場合に他の企業から支給されたものを除いて下さい。
(3) 金額は，運賃諸掛込の購入価額によつて下さい。
(4) 電力使用額については，定額制の購入電力はその料金額だけを金額欄に記入して下さい。

区分 C—1			金額（百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）
原材料使用額	主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料および工場維持用の材料，消耗品等をいいます。		
燃料使用額	石炭，石油，ガス等をいいます。		
電力使用額 (1) 電灯用を含みます。(2) 自家発電の余剰電力を販売した場合は17イ品目別製造品出荷額に数量金額を記入し，この欄に含めないで下さい。	区分	数量（単位千キロワット時）（億｜千万｜百万｜十万｜万｜千）	× × × × × × × ×
	購入のもの		
	自家発電		× × × × × × × ×
委託生産費	原材料またはこの事業所の製品を他に支給して製造，加工を委託した場合，これに支払つた加工賃および支払うべき加工賃		
合計 Ⓐ—4			

12 （10＋11）の合計金額

○イ	※ロ	区市町村職員なつ印	調査員なつ印

13 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額
(1) 事業所の所有に属するものについて記入して下さい。
(2) 原材料を他に支給して製造させる委託生産品を含め，他から支給された原材料による受託加工品および仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。
(3) 金額は，帳簿価額によつて下さい。

区分 C—2	製造品	原材料および燃料	半製品および仕掛品	合計
	百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円	百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円	百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円	百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円
年初				
年末				

14 有形固定資産
(1) 事業所の所有に属する有形固定資産の年初現在高，取得額，除却額および減価償却額について，帳簿価額によつて記入して下さい。
(2) 取得額および除却額には，昭和34年1年間のそれぞれの金額を記入して下さい。
(3) 減価償却額には，昭和34年1年間に，減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額または減価償却引当金として計上された金額を記入して下さい。
(4) 建設仮勘定の増には，昭和34年1年間に，この勘定の借方に加えられた額を，減には同期間にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額を記入して下さい。

区分 D			建物，構築物（土木設備，建物付属設備を含む。）	機械，装置（付属設備を含む。）	船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等	土地	合計	建設仮勘定の増減
年初現在高		1						区分
取得額（購入，建設，自家製作，同一企業に属する他の事業所からの受入れ，増改築，建設仮勘定からの振替等の額）	新規のもの	2				× × × × × × ×		増
	中古のもの	3						
除却額（売却，撤去，滅失，同一企業に属する他の事業所への引渡し等の額）		4						減
減価償却額		5				× × × × × × ×		

15 主要原材料名 17製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品の製造または加工に使用したおもなものの名称を記入して下さい。

購入したもの 同一企業内の他の事業所から受入れたものを含みます。	他から支給されたもの

16 作業工程 17製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品の製造または加工に関するこの事業所の工程のあらましを記入して下さい。

17 製造品の出荷額，在庫額等
(1) 製造品とは，事業所の所有に属する原材料によつて製造された製品をいいます。原材料を他に支給して製造させたものを含み，転売品を含みません。
(2) 製造品名，加工品名，番号，数量，単位名等の記入にあたつては，商品分類を参照して下さい。
(3) 同一企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。金額は工場出荷値段によつて下さい。

※	Ⓟ	番号	製造品名	数量単位名	イ 品目別製造品出荷額（年間） 数量	金額（千億｜百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）	ロ 品目別製造品在庫額（年末現在） 数量	金額（百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）
			C—3	製造品出荷額計			製造品在庫額計	

ハ 加工賃収入額（年間） 昭和34年1年間に，他の企業の所有に属する原材料または製品に加工して引き渡したものに対して，受け取つた加工賃および受け取るべき加工賃を記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	加工品名	数量単位名	数量 製造業者から	数量 商業者等から	金額（千億｜百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）
加工賃収入額計						C—4	
ニ 修理料収入額（年間）（修理した品物の名称を記入して下さい。）						Ⓟ88×	
ホ くずおよび廃物の出荷額（年間）						Ⓟ99×	
ヘ （イ＋ハ＋ニ＋ホ）の合計金額						Ⓐ—5	

18 内国消費税額（年間） 17イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税，砂糖消費税ならびに揮発油税および地方道路税の税額の総額を記入して下さい。 Ⓐ—6

19 （17ヘ－18）の金額 Ⓐ—7

備考	本票について照会を受けた場合，回答できる者の氏名	申告者の記名およびなつ印

20 転売品（年間）
(1) 他から購入した商品に加工しないでそのまま販売したものについて記入して下さい。
(2) 原材料，燃料の転売も含めて下さい。
(3) ここに記入した金額は11または17には含めないで下さい。

区分	金額（百億｜十億｜億｜千万｜百万｜十万｜万｜千円）
販売額	
仕入額	

21 指定品目の自己消費量（年間）
商品分類の自己消費調査品目表によつて記入して下さい。

番号	自己消費品目名	数量単位名	数量

通商産業省

3 この調査票は、調査員に二通提出して下さい。一通は都道府県に、一通は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。
4 記入にあたつては、裏面の記入注意を必ず読んで下さい。○欄は区市町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入しますから申告者は記入しないで下さい。

Sample

昭和34年工業統計調査について

この調査は，わが国製造業に関する基本的な統計資料を作成するため，明治42年にはじめて実施され今日におよんでいます。　この集計結果は，工業統計表（産業編，品目編）として発表され，通産行政施策の基礎資料としてのみならず，広く各方面で利用されています。

報告者の皆様は，担当調査員の説明を聞かれるとともに，以下の記入注意をよく読まれて，正確な報告をお願いします。　提出された調査票は，統計作成の目的以外には使用しませんし，報告された事項についての秘密は厳守されますから，ありのままを報告して下さい。

一般的注意事項

(1) 調査期間が年間となつている事項については，昭和34年12月末日にもつとも近い帳簿締切日からさかのぼつて，1年間の事実について記入してもさしつかえありません。
(2) 調査票には，青または黒インキを用いて楷書ではつきり記入して下さい。　カーボンペーパーまたはタイプライターによつて記入してもさしつかえありません。
(3) 数字は，必ず 1, 2, 3 のようなアラビヤ数字によつて記入して下さい。
(4) 金額は，千円未満を四捨五入して下さい。ただし，資本金額または出資金額は万円未満を切り捨てて下さい。
(5) 該当事項のない欄は，必ず斜線を引いて下さい。
(6) 該当事項の記入にあたつて，調査票欄に書きつくせないときは，補助紙を用いて下さい　この際，調査票には，「以下別紙」と記入するとともに，補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合，計のあるものについては，補助紙でなく，調査票のきまつた欄に記入して下さい。

個別的注意事項

1 事業所名　3 本社または本店名
商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まつた名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

2 事業所所在地　4 本社または本店所在地　都道府県名以下番地（ビル何階何号室）まで省略しないで記入して下さい。

5 資本金額または出資金額
昭和34年12月31日現在で払込みずみの資本の額または出資の額を記入して下さい。

6 経営組織
組合とは，法人格をもつた組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは，個人に含めて下さい。

8 従業者数
(1) 常用労働者であつても，長期欠勤者で，この月においていかなる給与も支給されなかつた者は，常用労働者に含めないで下さい。常用労働者については，昭和34年12月31日現在の在籍者を職員と労務者に区分して記入して下さい。
(2) 職員とは，技術的，管理的，専門的または書記的職務に従事する者をいい，業務に従事する役員も含めて下さい。
(3) 労務者とは，職員以外のすべての常用労働者をいい，守衛　小使，給仕等も含めて下さい。
(4) 職員と労務者の職務を兼ねている者は，その勤務した時間の長短に従つて，いずれかに含めて下さい。
(5) 個人事業主および家族従業者には，実務にたずさわつていない者および事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。
(6) 個人事業主の家族で，常時従業する者が普通の給料，賃金を支給されている場合は，常用労働者に含めて下さい。

9 月別常用労働者数
12月末の数は，8 従業者数の職員と労務者の計に一致していなければなりません。

10 現金給与総額
(1) 所得税，保険料，組合費等を差し引かない前のいわゆる税込の金額を記入して下さい。
(2) 常用労働者に対する基本給，諸手当とは，労働契約，団体協約，あるいは給与規則等によつて，あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。　たとえば，基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業手当等をいいます。　これらについては，昭和34年1年間に実際に支払われた金額および同期間に支払うべきものとして算定された金額を記入して下さい。
(3) 特別に支払われた給与とは，一時的理由に基いて，特別に支払われた突破賞金，結婚手当，期末賞与等をいいます。　これらについては，昭和34年1年間に，実際に支払われた金額を記入して下さい。
(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時および日雇の労働者に対する現金給与のほかに，常用労働者に対する前掲以外の現金給与を記入して下さい。

11 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費
(1) 原材料および燃料の使用額には，この事業所が他から購入した原材料および燃料の昭和34年1年間の使用額を記入して下さい。
(2) 購入原材料を使用してある中間製品を作り，この中間製品を，さらに製造，加工のために使用した場合は，はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め，あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。
たとえば，原綿を購入して綿糸を作り，これを下請工場に支給して綿織物を製織させ，その綿織物を縫製して衣服を作つた場合は，原綿の使用額だけを記入し，綿糸あるいは綿織物の使用額は除かれます。
なお，中間製品のうち自己消費品目として指定されているものは，21指定品目の自己消費量に記入して下さい。
(3) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業，林業，水産業，鉱業などの原始産業活動によつて自家取得したものの使用額も見積市価によつて記入して下さい。　他の企業から支給されたものの使用額は含まれません。
たとえば，賃織工場が綿織物を製織し，これに対して加工賃を受け取つた場合の綿糸等は除かれます。
(4) 原材料使用額には，燃料以外のすべての製造，加工用の原材料を含めて下さい。「工場維持用の材料，消耗品」には，工場建物，設備，機械の小修理に用いた材料，耐用年数1年未満の工具，器具および備品，機械油その他作業用および事務用の消耗品などが含まれます。
建物の新築，増築，機械または設備の新設，拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。
(5) 燃料として使用される物資でも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。
たとえば，コークス製造用の石炭，ゴム溶剤に用いられた石油等は原材料使用額に含めて下さい。
(6) 同一企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭，石油等は，昭和34年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所で一括して燃料使用額に含めて下さい。
(7) 電力使用額には，従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合は，数量の欄には従量制による使用キロワット時のみを，金額欄には両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。　同一企業の2以上の工場に送電している自家発電所が，他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力は，昭和34年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において，17イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。
(8) 委託生産費には，昭和34年1年間に，原材料を他の企業の工場などに支給して，販売用の製品や部品の製造を委託した場合，あるいは自工場の中間製品などに対する加工，処理などの仕事を他の企業の工場などに委託した場合，これに対して支払つた加工賃および支払うべき加工賃の総額を記入して下さい。　原材料を支給しないで他に製造を依頼したいわゆる注文製造品の代金をここに含めないで下さい。

13 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額
(1) この事業所の所有に属する製造品（副産物を含む。），原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額を，それぞれ帳簿価額によつて記入して下さい。これにより難いときは，それぞれ年初および年末の見積市価によつて下さい。
(2) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫は含めないで下さい。

14 有形固定資産
(1) 年初現在高
有形固定資産の年初現在高を，次によつて記入して下さい。
(イ) 減価償却を直接法によつて行つている場合は，その資産の年初の帳簿価額によつて下さい。
(ロ) 減価償却を間接法によつて行つている場合は，その資産の取得額から昭和33年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額によつて下さい。
(ハ) 帳簿価額により難いときは，見積価額によつて下さい。
(2) 取得額
(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れ，あるいは建設仮勘定からの振替は，その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替の際の評価額を記入して下さい。　この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新規のものとみなします。
(ロ) 建設または自家製作は，その資産の取得の際の評価額によつて記入して下さい。
(ハ) 増改築，改造，増設等によつて既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。
(ニ) 資産再評価による固定資産の増加は，記入しないで下さい。
(ホ) 帳簿価額により難いときは，購入価額または見積価額によつて下さい。
(3) 除却額
(イ) 売却，撤去，同一企業に属する他の事業所への引渡しまたは滅失によつて，その資産が，帳簿から除却された場合は次によつて下さい。
a 減価償却を直接法によつて行つている場合は，除却の際の帳簿価額によつて下さい。
b 減価償却を間接法によつて行つている場合は，取得額から，除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額によつて下さい。
(ロ) 災害等による部分的損失に伴い，その資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。
(ハ) 帳簿価額により難いときは，見積価額によつて下さい。
(4) 減価償却額
昭和34年1年間に，この事業所の有形固定資産の減価償却費として計上された金額を記入して下さい。
(イ) 直接法による場合は，有形固定資産勘定から控除された金額を記入することになります。
(ロ) 間接法による場合は，減価償却費引当金に加えられた金額を記入することになります。
(5) 建物，構築物
(イ) 建物には，工場および事務所のほか，社宅，その他経営付属物（構外のものを含む。）ならびにエレベーター，暖房，照明，通風等の付属設備を含めて下さい。
(ロ) 構築物には，ドツク，橋，岸壁，さん橋，軌道，貯水池，坑道，煙突，その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗道，駐車場等の敷地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。　構外のものも含めて下さい。
(6) 機械，装置
(イ) 原動機類，製造加工用の機械および装置などのほか，コンベヤー，ホイスト，起重機（建物に付属するものを除く。）等の運搬設備，その他の付属設備も含めて下さい。
(ロ) 熔鉱炉，煉瓦窯，分溜塔等，物に物理的または化学的変化を加える固定設備を含めて下さい。
(7) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等
(イ) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（牽引用馬および牛を含む。）を記入して下さい。
(ロ) 工具，器具，備品等は，容器を含み，耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。
(8) 土地
土地には，工場および事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，農園等の経営付属用の土地（構外のものを含む。）を含めて下さい。

15 主要原材料名
たとえば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から綿織物を製織する場合は，最初購入した綿花を記入するのであつて，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた機械用鋳物を購入，または支給され，これに機械加工をして機械の製造を行う場合は，この機械用鋳物を記入して下さい。

16 作業工程
17製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品および加工品のうちおもなものについて，この事業所の作業は，どのような作業から始まつて，どのような作業で終つているか，段階的に説明して下さい。　2種以上の製法のある製品については，そのうちいずれの方法によつているか，また自動機械によつているか，手作業によつているかなどの要点を明確に記入して下さい。
たとえば，綿花から一貫作業で綿織物まで作つているか，または，綿糸から綿織物を作つているかの区別などをはつきりと記入して下さい。

17イ 品目別製造品出荷額
(1) 昭和34年1年間に　この事業所から出荷された製造品の全部を品目別に記入して下さい。副産物ならびにこの事業所の中間製品とみられるものでも出荷されたものは含めて下さい。　同一企業の他の事業所へ引渡したものも出荷に含めて下さい。
(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売済となつていないものも含めて下さい。　ただし，昭和33年内に出荷したもので昭和34年に入つて返品となつたものは差し引いて下さい。
(3) 金額は，内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた工場出荷値段とし，また，割引，値引されたものは，その分を差し引いた販売実価によつて下さい。　出荷済でも，販売実価の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積市価によつて下さい。

17ロ 品目別製造品在庫額
(1) この事業所の所有に属する製造品（副産物を含む。）の昭和34年末現在の在庫額の品目別内訳およびその合計を帳簿価額によつて記入して下さい。
(2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものおよび転売用の商品は含めないで下さい。

17ハ 加工賃収入額
(1) この調査において，加工というのは，他から支給された主要原材料によつて製造し，あるいは，他の所有に属する製品，半製品に加工，処理を加え，これによつて加工賃を受け取る場合に限ります。　したがつて，普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも，自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は，この事業所の製造品となりますから，これらは，17イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。
(2) 加工賃収入額については，同じ品目について，数量欄に製造業者から支給された原材料による分と，商業者等から支給された原材料による分との両方を記入する場合でも，金額は合算して1行に記入して下さい。
(3) 商業者等から支給された原材料による分には，商社，問屋，百貨店，その他商業者等から支給された原材料による分のほか，官公庁，一般消費者等の製造業者以外から支給された原材料による分をすべて含めて下さい。　外国から支給された原材料による分もここに含めて下さい。

17ニ 修理料収入額
船舶の修理，航空機および航空機用原動機のオーバーホールについては，商品分類の区分に従い，修理またはオーバーホール用の原材料持ちの場合は，17イ品目別製造品出荷額に，原材料の支給を受けた場合は，17ハ加工賃収入額に記入することになります。

17ホ くずおよび廃物の出荷額
(1) 製造工程からでたくずまたは廃物でないもの，たとえば，古機械設備等の売却代金は含めないで下さい。
(2) 製造工程からでたくずまたは廃物とみられるものでも，たとえば，紡績の落綿，鉄鋼圧延のミスロール等，商品分類に掲げられている品目については17イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

20 転売品
販売額は，工場出荷の販売実価により，仕入額は，運賃諸掛込の購入実価によつて下さい。

21 指定品目の自己消費量
(1) 自己消費品とは，自工場で製造した製品を出荷せずに，さらにこれを自工場の他の製品の製造，加工のために使用したものをいいます。
たとえば，原綿から綿糸を作り，さらにこの綿糸を原料として，綿織物を作り，綿織物として始めて出荷する場合の綿糸を自己消費品といいます。
(2) 自工場内で製織した綿織物を現物給与として支給したり，または自己製作の機械設備をその工場内に据え付けた場合は，いわゆる自家使用であつて，ここにいう自己消費品にはなりませんから注意して下さい。自家使用したものは17イ品目別製造品出荷額に含めて下さい。